

(様式 1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：長野県ボウリング連盟]

[記載日：令和 7 年 3 月 2 4 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	該当なし
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 本連盟の運営に必要な規約等として、次に掲げる定款他を整備し公表している。 定款、会員登録規程、代議員・役員等・委員会委員及び職員倫理規程、専門委員会規程 出張旅費規程 (今後改善に取り組む事項等) 法人格の取得について、準備すべき事項等を確認するなど検討を進める。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 連盟の行う事業に関わる法令等を確認し、適用される法令等を遵守して運営に当たっている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 組織、役員体制の健全化を目的に、定年制、在任年数等の定款改正を行い、役員人事の停滞とマンネリ化を避けるべく、役員等の新陳代謝を図る取り組みを行っている。	A

また、役員等の新陳代謝を図る取組みとして、2021 年度の役員選考において、役員候補者選考委員会を設置し、選考を行った。

定款 第 6 章 役員等 第 25 条、第 28 条

(今後改善に取り組む事項等)

今後、役員の多様性（外部識者の選任、女性理事 40%）に取り組む。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
-----------------------------------	---

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

(現在の取組状況)

連盟が行う事業等については、定時代議員総会に諮り承認を求めて実施しているが、組織運営に関する理念・目標、目指すべき基本方針について明確に示すことが出来ていない。

(今後改善に取り組む事項等)

組織運営の基本方針を明確にすると共に、中長期的な目標、基本計画の策定、財務健全化確保の具体的な方針を策定する。

今後の取組みとして、まず、中長期基本計画全体の理念と目標を令和 4 年度末までに作成し公表する。それを実現するための個別の事業目標を令和 5 年度末までに整備し、定時代議員総会で公表する。策定にあたっては、役員だけではなく、外部識者からも幅広く意見を募る。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
---	---

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

(現在の取組状況)

平成 25 年、役員を対象に倫理規程を制定し、暴力行為の根絶等を図り、もって社会的な信頼の確保に努めている。なお、NF が開催するコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているが、積極的な取り組みにはなっていない。

(今後改善に取り組む事項等)

役員等へのコンプライアンス教育は、代議員会、理事会及び常務理事会等で周知・徹底を図っていく。

また、コンプライアンスに関する研修会等は、その機会を捉え、参加を促すための施策を講じる。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
--	---

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) NFが開催するコンプライアンス教育に関する研修会等へは、役員・指導者を主に参加を促している。 (今後改善に取り組む事項等) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス意識の徹底を含め、重点的な教育に取り組む。 また、コンプライアンスに関する研修会等は、その機会を捉え、参加を促すための施策を講じる。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 財務・経理は、定款沿って、適正かつ透明性を確保した上で処理を行っている。 定款 第3章 資産及び会計 第9条から第14条 会計処理規定を令和6年(2024年)4月1日より施行。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 県からの補助金・交付金の執行に関して、各補助要綱並びに交付要綱・ガイドライン等を遵守して処理をしている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 会計処理をするに当たり、定款により、公正かつ適切な実施体制を整えている。 定款 第3章 資産及び会計 第10条	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	該当なし
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 本連盟の組織運営に係る規程等(定款、倫理規程等)に関する情報は、連盟ホームページに掲載し公表している。	

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (現在の取組状況) 本連盟の組織運営に係る情報は、定時代議員総会の議案資料として全会員及び関係機関等に配布、合わせて連盟ホームページに掲載して積極的な開示を行っている。 定款等規程、事業報告、決算報告、事業計画、収支予算、役員名簿、ガバナンスコード遵守状況(セルフチェックシート)、国体県代表選手の選考を始め全国大会等への選手選考要領(選考会実施要項)は、連盟ホームページに掲載すると共に、広報活動に努めている。また、選考状況及び選考結果の公表を行っている。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	